

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年12月20日

【会社名】 株式会社東陽テクニカ

【英訳名】 TOYO Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 五味 勝

【最高財務責任者の役職氏名】 常務取締役経営企画室長兼経理部長 十時 崇蔵

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲一丁目1番6号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社東陽テクニカ大阪支店
(大阪府大阪市淀川区宮原一丁目6番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長五味勝及び当社最高財務責任者十時崇蔵は、当社の第61期(自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。